公　告

諸　事　項

有権者申出方

元当局所属公証人岩井隆義の身元保証金還付につき、その上に権利を有する者は、本公告掲載の日の翌日から６か月以内に当局に申し出て下さい。

令和８年５月11日　　名古屋法務局

司法書士法人懲戒処分公告

下記の者については、司法書士法（昭和25年法律第197号）第48条第１項第１号の規定に基づき、令和８年３月25日に戒告の処分を行ったので、同法第51条の規定に基づき、公告する。

令和８年５月11日　　法務大臣　平口　　洋

記

名称　司法書士法人相続法務

所属する司法書士会　東京司法書士会

法人番号　11―00511

主たる事務所の所在地　東京都世田谷区祖師谷三丁目４番７号

相続財産清算人の選任及び相続権主張の催告